

（登録の取消し等）

第十七条の十五 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けたとき。
  - 二 第十七条の五第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。
  - 三 第十七条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。